

大槌町告示第 135 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 8 月 4 日

大槌町長 碓 川



1 都市計画の名称

大槌都市計画特定用途制限地域

2 都市計画を決定する土地の区域

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 20 地割、大槌第 21 地割、栄町、須賀町、大町の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町安渡 3 丁目、大槌第 30 地割、赤浜 1 丁目、赤浜 2 丁目の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里 1 丁目、吉里吉里 2 丁目、吉里吉里 3 丁目、吉里吉里第 14 地割、吉里吉里第 29 地割、吉里吉里第 30 地割、吉里吉里第 31 地割、吉里吉里第 32 地割の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 17 地割、大槌第 22 地割、大槌第 25 地割、安渡 1 丁目の各一部の区域。

岩手県上閉伊郡大槌町小槌第 28 地割の各一部の区域。

3 縦覧場所

大槌町役場 復興局 復興推進課